

# 中国山西省における「生態移民」政策 に関する一考察

——山西省呂梁地区中陽県の事例より——

西野真由

本稿の目的は、山西省呂梁地区中陽県における「生態移民」政策の概要と政策の実施にともない発生している問題点について、関係機関及び農家調査から考察を行うことである。

周知のように、中国政府は、停滞している西部地域の経済開発を推し進めるために2000年から「西部大開発」政策を開始し、その主要プロジェクトのひとつとして「退耕還林（傾斜地における耕作を中止し、植林等によって植生を回復させる）」政策<sup>1)</sup>が実施されている。本稿で取り扱う「生態移民」政策とは、後述するが、「退耕還林」政策をより円滑に進めるために、ほぼ並行に実施されているプロジェクトを指す。「退耕還林」、「生態移民」政策の実施から、すでに7年が経過しているが、新聞報道や先行研究において環境保全に対して一定の効果を示しているといわれている<sup>2)</sup>。ここ数年で、森林被覆率は向上し、深刻な問題となっていた土壌流失による河川の水質汚濁なども改善傾向に向かっているという。

しかし、環境保全に対する効果が現れている一方、「生態移民」によって移民した農民の生活水準は向上したのだろうか、という疑問が浮かび上がってくる。以下、「生態移民」政策と農民の所得向上、貧困改善について考察した論文について紹介する。児玉（2005）は内モンゴル自治区草原地域における牧畜民の「生態移民」政策について考察を行っている。牧畜民は、移民によって生業の転換やそれまでの放牧飼育から畜舎飼育への転換など大きな変化を余儀なくされる。調査結果では、移民後の収入は減少傾向にあり、移民政策が貧困を招来する可能性を指摘している。また、マイリーサ（2005）によると、甘粛省のある調査地域では、環境保全と貧困脱却を目的としたプロジェクトによって「生態移民」は実施されたものの、移民後の収入確保は困難となり、子供の学費すら捻出できなくなったケー

スもあるという。もともと対象住民は、子供の通学に便利のために移民に好意的だったが、結果的には親も子も遠方に出稼ぎに行くしかなくなってしまう悲惨な事例を紹介している。東梅(2006)は、寧夏回族自治区の移民開発区における調査結果から、貧困問題の解決は環境保全を維持するためには必要な条件と考察を行っている。もし、貧困問題が解決されない場合、膨大な数の農民が林地や草地で耕作を再開することが予想され、巨額な投資によって一旦改善された環境が破壊される可能性が高い点を指摘している。ポリジギン・セルゲレン(2007)は、「生態移民」は単なる環境対策ではなく、移民の貧困脱出等を含んだ多目的行為であるとし、内モンゴルの事例から「生態移民」事業の成功例もあるものの、トラブルも数多いと報告している。移住は強制、半強制で実施されるため、移動する自由と移動しない自由は存在しない。しかし、移住の際には、住宅建設に多額の費用が必要な点や移住後の就業が不安定なため、移住後の生活は困難にならざるを得ないなどの問題をあげている<sup>3)</sup>。

以上の先行研究から、近年、「生態移民」政策の実施地域において生態環境は徐々に改善に向かっているが、一方で、当該住民の所得停滞という問題が明確になってきたといえる。今後、改善された生態環境を長期的に維持するためにも、生態保護政策の進展と同時に住民の所得向上、さらには、地域の経済発展をいかに進めていくかが重要な課題となってくる。そうした観点から、「生態移民」政策による環境への効果だけでなく、住民ならびに地域の経済に対してどのような影響を及ぼしたかについて実態解明を行うことは、中国の農村問題を考える上で重要な視点といえるだろう。

本稿では、山西省呂梁地区中陽県における「生態移民」政策に注目し、その具体的な実施状況と地域住民に与えた社会・経済的影響について2006年9月に筆者を含む研究チームが行った現地調査から考察を行う<sup>4)</sup>。

## 1. 「生態移民」政策の実施とその背景

まず、本稿の中心的課題である「生態移民」の実施概要について簡単に見てみよう。

「生態移民」政策とは、生態環境の改善・回復及び破壊の未然防止を目的とし、従来当該地域に住んでいた人々を他地域へ移住させるというものである<sup>5)</sup>。対象となった住民は、移住によって、必然的に元来行っていた

生業や生活様式の面で大きな変化がともなう。また、「生態移民」政策は、同じく生態環境の改善を目的とした「退耕還林」政策と一組になっており、「退耕還林条例」の第4条において「退耕還林は生態を優先し、……実施には生態移民と結合すべき」、さらに、同第54条には「生態移民を奨励し、生態移民を行った農家には生活生産の面において直接補助を与える」と規定されている<sup>6)</sup>。

「生態移民」政策は、1980年代から寧夏回族自治区など一部貧困地域において開始する。政策が提唱された初期は、その目的として生態環境保護の他に、貧困撲滅、ダムの建設などが掲げられていた。生態環境の保全に重点が置かれたのは、2000年の「西部大開発」政策の実施からといえる。「退耕還林」政策の目標は、条件不利地域の生態環境の改善により、地域経済と農民所得の向上を実現し、西部地域と他地域における経済格差を是正するというものである。政策の実施によって、農地や放牧地を手放し、生業の転換を余儀なくされる農民が大量にでるため、「生態移民」政策も一組になって奨励されている。北川（2007）によると、「生態移民」政策は、貧困の救済と生態環境の保全を同時に解決する狙いがあり、移民の形態としては、比較的近隣地域への移民である「就地移民」と県外など遠方地域への移民「易地移民」の二種類に大きく分けられる。

次に、「生態移民」政策は、具体的にどのように実施され、当該住民の生活にはどのような変化をもたらしたのか調査結果から考察を行う。

## 2. 中陽県の概況と「生態移民」政策の実施状況

今回の調査地である呂梁地区中陽県は山西省の「退耕還林」プロジェクトのモデル県に指定され、全国に先駆けて1998年から「退耕還林」政策はすでに始まっていた。政策が本格的に実施されたのは、全国において正式に公布された2000年からといえ、「生態移民」政策もほぼ同時期に連動する形で始まった。

山西省呂梁地区中陽県は、山西省西北部に位置し、陝西省と黄河を挟んで東西に隣り合っている。この地域は、平地はほとんど見られず、大部分が山間地域であるため、中国でも有数の条件不利地域としてあげられる。

中陽県の概況について簡単に見てみると、全県面積は1,441平方キロメートル、全県は7郷鎮から構成され、行政村は100である。2005年では11郷

表1 調査地域の農業生産力

	中陽県			山西省			全国		
	食糧作物作付け面積	食糧作物生産量	食糧作物単位面積当たり収量	食糧作物作付け面積	食糧作物生産量	食糧作物単位面積当たり収量	食糧作物作付け面積	食糧作物生産量	食糧作物単位面積当たり収量
	(千ha)	(万t)	(t/ha)	(千ha)	(万t)	(t/ha)	(千ha)	(万t)	(t/ha)
1997	14.8	1.8	1.22	3,128.1	901.9	2.88	112,912.9	49,417.7	4.38
2000	13.0	1.4	1.04	3,186.5	853.4	2.68	108,462.5	46,217.5	4.26
2005	8.2	1.7	2.09	3,033.6	978.0	3.22	104,278.0	48,402.2	4.64

(資料)『中国統計年鑑』各年版、『山西統計年鑑』各年版、関係機関資料より作成。

(注)大島・後藤(2003)を参考に筆者作成。

鎮、272行政村であったことから、行政単位の統廃合が急速に進んでいることがわかる。

総人口は13万6,889人、うち農業人口は約10万8,000人を占める。また、年平均降水量は300mm程度で、年間を通して乾燥が進行し、旱魃も頻繁に発生している。こうした旱魃などの自然災害は、この地域の農業生産と農民の生活に大きな影響を及ぼしている。表1から、調査地域における農業生産力は、全国、山西省と比較して低い水準にあることがわかる。

中陽県の2005年における農民一人当たり純収入は2,100円で、全国(3,255元)、山西省(2,891元)と比較して低い水準に留まっている(表2)。県内には約8,000人の貧困人口を抱えており<sup>7)</sup>、政府は2010年には県民全員の貧困脱却を目標としている。また、県内の所得格差も深刻な状況にある。中陽県経済は石炭部門に大きく依存しており、石炭資源の有無によって住民の平均所得には深刻な格差が発生している(表3参照)<sup>8)</sup>。県の扶貧弁公室によると、県内で平均収入が最も低い村は、一人当たり年間収入は420元と非常に低い。政府は、2005年以降、県全域での貧困脱却を目標に、貧困農家への直接補償を実施するなど、所得格差是正のために様々な対策を講じている<sup>9)</sup>。

次に、この県における「生態移民」政策の実施状況について、中陽県林業局におけるヒアリングから紹介する。

中陽県では、2005年までに3,162人の移民を達成しており(4人家族で約800戸)、その大部分が県政府所在地や郷鎮政府所在地に移転したとい

中国山西省における「生態移民」政策に関する一考察

表2 調査地域における農民一人当たり純収入

単位：元

	全国			
		山西省		
			呂梁地区	
				中陽県
1990	686	604	448	437
1995	1,578	1,208	1,035	761
2000	2,253	1,906	1,149	788
2001	2,366	1,956	1,119	866
2002	2,476	2,150	1,372	1,282
2003	2,622	2,299	1,491	1,519
2004	2,936	2,590	1,765	1,782
2005	3,255	2,891	1,991	2,100
1990	100.0	87.9	65.2	63.7
1995	100.0	76.6	65.6	48.2
2000	100.0	84.6	51.0	35.0
2001	100.0	82.7	47.3	36.6
2002	100.0	86.8	55.4	51.8
2003	100.0	87.7	56.9	57.9
2004	100.0	88.2	60.1	60.7
2005	100.0	88.8	61.2	64.5

(資料) 『中国統計年鑑』各年版、『山西統計年鑑』各年版、関係機関資料より作成。

(注) 下段は全国の農民一人当たり純収入を100とした場合の指数を示している。

表3 調査地域の概況 (2004年)

	総人口	総戸数	「退耕還林」 実施戸数	一人当たり 耕地面積	農民一人 当たり純 収入	中陽県を1と した場合の農 民一人当たり 純収入
中陽県	134,590	39,460	49.8	2.6	1,782	1.00
寧郷鎮	49,177	16,841	24.1	2.6	2,135	1.20
金羅鎮	22,025	5,943	56.5	1.3	2,232	1.25
張子山郷	14,074	3,675	74.0	2.1	2,416	1.36
枝柯鎮	9,703	2,973	73.3	4.3	2,266	1.27
下林郷	11,219	3,220	85.0	4.1	930	0.52
武家庄鎮	10,954	2,985	71.1	3.3	870	0.49
暖泉鎮	17,438	3,823	64.7	2.2	900	0.51

(資料) 関係機関提供の資料より作成。

う。今後、2006年から約5年間で6,400名程度移転させる予定がある。移住対象農家は、交通条件が悪く、水道・電気などが十分に供給されていない生活環境の劣悪な地域を優先的に選択しているため、住民から移民に対する強い反発はあまりないとのことである。また、従来の居住地と転入地は比較的近隣で、村の統廃合という形で新しい移民村が作られるため、コミュニティも基本的には維持され、戸籍も変わらない。

さらに、中陽県において生態移民政策が比較的順調に進展した理由は、上記以外にもいくつかあげられる。まず、移民に付随する問題として、移転先の住宅建築をはじめ様々な諸費用の負担があげられる。しかし、中陽県では移民に際して、県の貧困脱却プロジェクト基金や地元の鉄鋼会社が行っている石炭基金から、移民一人当たり3,000～5,000元の補助が与えられる。移入地の土地代は無償で、住宅建設についても補助がある。一般に、住宅の費用は1平方メートル当たり1,000～1,500元前後必要であるが、移民はそのうち約2割程度の負担で住宅建設ができる。そのため、通常一戸当たり平均10万元程度の負担が、約2万元の費用負担で可能となる<sup>10)</sup>。

次に、地元において非農業部門への就業機会が比較的豊富な点があげられる。多くの移民は「退耕還林」によって、所有していた耕地の大部分を林地に戻し、農業生産はゼロもしくはわずかな耕地を残すのみとなる。そのため、他業種への転職を余儀なくされ、転入地における安定した就業先の確保は、移民後の生活基盤を築く上での重要な条件といえる。ヒアリングによると中陽県では移民の際に、政府による職業斡旋などは特に行っていない。しかし、転入地における就業の問題はそれほど発生していないという。それは、中陽県の場合、石炭資源が豊富であり、地元で炭鉱や鉄鋼会社が多くあるため、非農業収入を得る機会に恵まれているためである。県内には大小あわせて約45社の炭鉱会社があり、若年層を中心に約3万人の雇用を創出している。また、中陽鉄鋼有限公司(以下、中鋼)という大規模な製鉄工場の存在も大きい。2005年における県の財政収入4億5,000万元のうち中鋼からの収入は2億3,000万元を占め、県財政に大きく貢献している。中鋼は96年に操業し、スタート時は小規模な民営の製鉄会社であった。しかし、政府の企業に対する優遇政策を背景に、現在では、正規工、臨時工あわせて約1万人の雇用を創出するまでに拡大をとげた。

このような豊富な地元での就業機会のもとで、県外への就業は約2割程度にとどまり、大部分は地元で炭鉱や鉄鋼関係の職につくことが可能と

なっている。そのため、条件不利地域でしばしば見られる遠隔地への長期的な出稼ぎ現象は、中陽県ではあまり見られない<sup>11)</sup>。

以上述べたいくつかの経済的要因によって、中陽県では「生態移民」政策が比較的良好に進展し、その結果、緑化の面で一定の効果を示している。

中陽県では、2006年8月現在までに「退耕還林」面積は46万ムーに達し、2000年当初の計画を順調に進めている。その結果、生態環境は改善され、森林被覆率も41.2%にまで向上した(2000年は35.6%)。さらに、表土流出も改善され、農業の構造調整も進み、「退耕還林」政策は環境改善に貢献していることがうかがえる。また、今後、退耕した土地が再度転用されるのを防止するために、厳しい規制を設けるなどの対策も行っている<sup>12)</sup>。こうした「退耕還林」政策の成果を後押ししたのは「生態移民」政策といえ、はげ山の緑化に大きく貢献したといえるだろう。

このように、環境保全には一定の効果をあげた「生態移民」政策といえるが、その一方で、当該地域の農民は農地を失い、生業の転換を余儀なくされ、生活を一変させているのもまた事実である。対象となった農家は就業や生活の面で具体的にどのような変化が生じたのだろうか。以下、政府関係機関、個別農家で実施した調査結果から考察を行う。

### 3. 「生態移民」政策が地域住民に与えた影響

ここでは、移民によって新たに形成された移民村の概況、さらに、移民は当該住民の生活にどのような影響をもたらしたのか、移民前後における家計の変化に注目する。さらに、今後、移民を考えている住民の意識について調査村の事例から考察を行う。

#### 3-1. 移民村における「生態移民」政策の実施状況と家計の変化

##### ——寧郷鎮TG村——

##### (1) 移民村の概況

寧郷鎮TG村は2002年にTH村と旧TG村が合併した村である。総人口は1,100人、総戸数は155戸(内旧TG村は90戸、TH村からの移民は65戸)であるが、現在、第2期移住計画を進めており、将来的には308戸になる予定という。前述したように、ここでも村の合併という形で移民を行っているため、住民に戸籍などの変化はない。2005年における一人当たり純

収入は約4,000元と、中陽県(1,782元)、寧郷鎮(2,135元)よりも高い水準にある。

TG村は、総耕地面積は930ムーであったが、そのうち420ムーを「退耕還林」し、510ムーを中鋼へ転用したため、現在、村内に耕地はない。そのため、移民によって農業収入を得る手段を失ったといえる。しかし、地域内に石炭関連産業が集積しているため、非農業部門への就業機会は豊富にあり、深刻な問題は発生していないという。男性だけでなく、女性も中鋼において事務や清掃などで臨時的な職を得ている。また、中鋼への土地の転用によって村に入る収入も大きく<sup>13)</sup>、補助金は主に、水道、学校設備、道路建設などのインフラ整備、農民への配当金、移民住宅の建設費用補助として使用されている。これらの状況から、石炭関連企業が住民の生活や地域経済に大きく貢献していることがうかがえる。

## (2) 移民前後における家計の変化

次に、農家では、移民前後において就業、家計にはどのような変化が起こったのだろうか。前掲東梅(2006)によると、「生態移民」によって、農家の収入は非農業所得の増加により総収入は増加した。しかし、同時に消費も増加したために、農業資材や固定資産への投資には資金を回す余裕がなく、拡大再生産を行うための蓄積は困難な点について考察を行っている。今回の調査地では、移民前後で生活はどのように変化したのだろうか。TG村において4戸の農家に対して訪問調査を行った。

調査対象農家は、世帯主の年齢が50代2戸、40代1戸、30代1戸である<sup>14)</sup>。まず、移民前はいずれの農家も農業に従事していた(専業農家1戸、兼業農家3戸)。しかし、専業農家であった1戸の農家を除いて、農業収入は低く、主に中鋼や採石場のアルバイト、運送業などの非農業収入に頼っていた。

移民後の総収入については、4戸中3戸が増加と答えている。農業収入は減ったものの、「退耕還林」政策による補助金や非農業収入の増加によって、総収入は増加に転じている。支出については、3戸の農家が食費を中心に支出が増加したと回答している。

また、4戸とも中鋼の転用対象地になったために、1平方メートル当たり400元が補償され、各農家8万元から10万元ほどの転用補償金を得て移民を行った。しかし、補償はあるとはいえ、移民に関わる費用は全額補償

ではない。今回の調査農家4戸とも負担が発生していた。

以上の調査事例から、調査地域における移民政策と対象住民に与えた影響についていくつかの特徴をまとめることができる。まず、移民政策は、生態環境を改善する「退耕還林」に付随した「生態移民」という看板が掲げられているものの、地元の有力企業である中陽製鉄の開発計画が大きく影響を及ぼしている点が指摘できる。そのため、転用対象となった農地には全額ではないものの転用補助金が支払われていた。

また、移民後の収入の変化については、収入が著しく減少した農家は見られなかった。中鋼やその他の石炭関連産業がこの地域には比較的集積しているため、非農業収入を得る手段には恵まれている。そのため、農業収入を失い、さらに、「退耕還林」の補助金が今後無くなった場合でも、大きな混乱は起こらないと考えられる。しかし、食費をはじめ支出の面では増加していることから、移民後、十分な収入を確保することができない農家は、移民に対して消極的になることが予想される。

次に、今後、移民をする可能性が高い農家を対象に、移民に対する意識について中陽県張子山郷にてインタビューを行った。以下、見てみよう。

### 3-2. 「生態移民」政策に対する農家の意識——張子山郷の事例——

#### (1) 調査地域の概況と「生態移民」政策

中陽県張子山郷は14の行政村と38の自然村からなり、人口1万3,000人、約3,000戸を有する。総面積は15.6平方キロメートル、耕地面積2万5,000ムー（そのうち「退耕還林」面積は1万6,000ムー）となっている。「退耕還林」の補助金は、1ムー当たり170元支給されている。9,000ムーの耕地面積には、アワ、トウモロコシ、ジャガイモ、大豆が主に栽培され、その他に果樹の生産も盛んである。

2005年の農民一人当たり平均純収入は2,680元と、中陽県平均より高い水準にある。その要因として、地域における豊富な非農業部門の存在が大きい。張子山郷内では14村中9村において石炭の採掘が可能で、採掘している村には炭鉱会社より補助金が支給されている。地元住民は、県内の炭坑、運送業（石炭の運送多い）に主に従事し、近隣地域における就業が主となっている。

張子山郷における移民計画は、総移民戸数は1,200戸を予定している。具体的には、第1期（2004年～）280戸、第2期（2006年～）400戸、第

3期(2008年～)500戸と、今後移民を拡大する予定という。また、この地域における移民の特徴として、石炭の採掘が直接的な要因のひとつになっている点あげられる。石炭採掘に起因する地盤沈下によって、当該地域の住宅に亀裂が生じ、住民の生活に大きな問題が発生したのである。そのため、移民費用は炭鉱の経営企業が負担している<sup>15)</sup>。上述した移民計画もこうした住居の亀裂と関連しており、第1期は亀裂が大きく、危険性の高い農家が対象になっている<sup>16)</sup>。

## (2) 移民に対する意識

次に、移民に対する住民の意識について考察を行う。張子山郷において6戸の農家に移民についての意識をたずねた<sup>17)</sup>。インタビューから、移民に積極的な農家は2戸、消極的な農家は2戸、不明2戸であった。以下、移民に対する意識について対照的なケースを紹介する。

### 事例1 移民に積極的な農家(S村)

世帯主40代、配偶者、子供2人(専門学校、中学1年)の4人家族。長女は同県内の専門学校に通っているため別居。

この一家は県政府所在地から約10キロのところにあるS村に居住している。世帯主は、農業と建設業のアルバイトに従事している。建設業のアルバイト収入は年間約1万元、期間は約7～8ヶ月で、主に近隣村への短期的な出稼ぎである。

耕地面積はもともと8ムーあったが、現在は、5ムーを「退耕還林」し、3ムーは自家用のジャガイモ、アワ、トウモロコシ等を栽培している。家畜はない。

この地域にも中鋼製鉄の炭鉱があるが、最近、石炭採掘に起因する住宅の亀裂が発生し、この一家も第1期移民対象に指定されたという。しかし、補償金だけでは新しい住居の内装資金が不足しており、いまだに引っ越しはしていない。

資金の問題はあるものの、世帯主は移民に好意的で、資金調達のめどがつき次第、移民を行いたいと考えている。理由は、水道設備をはじめとする生活環境や子供の教育について、移民先の方が便利で快適であるからと述べていた。

## 事例2 移民に消極的な農家（B村）

世帯主50代、配偶者、子供4人の6人家族。長男は独立し、家族とともに同県内に別居している。

世帯主は、炭鉱労働者で年間収入は約1万2,000元である。配偶者は近隣の林業関連会社の炊事係として7,200元を得ている。別居している長男は炭鉱の運転手をしており、次男も炭鉱の警備員についているなど、炭鉱関連産業に従事している。

農地はもともと8ムーあったが、そのうち3.5ムーを「退耕還林」し、残り4.5ムーでジャガイモやアワ、大豆を栽培している。すべて自家用のため農業収入はない。

この一家は、村の第2期移民対象農家に指定されているが、世帯主の話によると、移民にはあまり積極的ではない。理由は、移民先での生活設計に不安を抱いていることがあげられる。50代の世帯主は、移住先において安定した就業先を得られるのは困難だと考えている。現在の居住地は、自己の農地もあるため、最低限の自給自足は可能であり、また、近隣の石炭採掘場へアルバイトへ行くこともできる。そのため、移民先での住宅費用があまりに高額な場合は、このまま残って生活をしたいとの希望がある。一方、子供達は世帯主の考え方とは異なり、移民に積極的という。それは、就業先が比較的豊富なことや今後、結婚して独立した場合によりよい生活環境を得られる可能性が高いと考えているためである。

以上、2つの事例から、それぞれの置かれている立場によって、移民に対して対照的な農民の意識を読み取ることができる。まず、移民の際に最も不安要素となるのは移住先の就業問題があげられる。そのため、50代の世帯主は就業の面で不安が大きく、移民に積極的ではなかった。移民に消極的なもう1人の世帯主もまた50代であった。さらに、移民の際に発生する費用の問題も要因のひとつに考えられる。前述したように、移民の際に必要な様々な費用は、補償があるとはいえ、全額補償でない。よって、対象住民は一部とはいえ負担する必要がある。非農業部門に就業し、安定した現金収入を得ている家庭の場合は、資金調達は比較的容易であるものの、そうでない場合は家計にかかる比重は重く、資金を捻出するのは難しいのではないだろうか。さらに、こうした物質的な面だけでなく、生活環

境を変えるには精神面での負担も大きく、世帯の年齢が高くなるほど移民に消極的にならざるを得ないだろう。

一方、40代の世帯主は、現在、比較的遠方でアルバイトに従事しており、農業収入はなかった。そのため、現状よりも交通が便利な環境へ移民することを希望している。子供の教育環境を考慮し、移民に積極的になるのはごく自然なことと考えられる。

このように、家族の年齢階層によって移民に対する意識が異なることが明らかになった。若い世代は移民によって所得が上昇する可能性は高いものの、50代以上の世代は、移民を選択してもそうでなくても苦しい生活が改善される可能性は低いと考えられる。そのため、移民政策は両者の所得格差を拡大させ、新たな貧困人口を発生させる要因になるのではないだろうか。

#### 4. 発生する問題点——移民政策がもたらす所得格差——

ここまで、「生態移民」政策の展開と移民後の変化、移民に対する意識についてみてきた。前述したように、「退耕還林」政策と「生態移民」政策は、環境保全という側面では良好な成果を残している。しかし、その一方で、「生態移民」政策にともない発生するいくつかの問題点が今回の調査によって明らかになった。以下、まとめてみたい。

まず、農家間における所得格差拡大の問題である。調査結果から、同村内において若年層を主体とする移民に好意的な階層と中年・老年層を主とする消極的な階層とに分化していた。それは、移民先では農業を続けることは難しく、生業の転換を余儀なくされるためである。今回の調査数は限定的な数といえるが、一般に、年齢階層によって就業の選択の幅は異なり、中年、さらには老人は都市部労働市場において不利な立場に置かれることは予想できる。よって、もしも移民がなかば強制的に行われ、高齢者層が自給自足の手段をも失った場合、現状よりもさらに、経済的に追いつめられる可能性は高い。また、今回の調査事例において移民後の支出が増大したケースがみられた。農地を手放したために食費は増大し、より現金が必要になるためである。そのため、移民後、生活水準が飛躍的に上昇するとは考えにくく、非農業部門における就業機会の有無は移民後の生活を持続させる重要条件となり、それが困難な家庭はますます困窮するだろう。よっ

て、移民政策の実施により、同地域内の農家間において所得格差が拡大する可能性は大きいと考えられる。

次に、地域間の所得格差拡大の問題である。すでに述べたとおり、中陽県経済は石炭関連産業に大きく依存している。そのため、調査地域での移民も「生態環境の保全」という大前提があるものの、石炭採掘計画となかば連動していることがわかった。中鋼やその他の石炭関連の事業に土地を転用された農家は、転用補助金が支給されるなど優遇措置が採られていた。一方で、中陽県内のすべての地域で石炭資源が豊富に存在するわけでない。そのため、転用対象にならない地域においては地域経済は停滞し、県内の郷鎮間での所得格差は今後ますます拡大する可能性は高いだろう。

最後に、大きな問題として、この地域の経済構造があげられる。すでに述べたが、中陽県は農業生産力は低く、石炭産業に大きく依存している。しかし、石炭資源も永久に存在するわけではなく、そう遠くない将来に枯渇する可能性は大きい。現在は、移民政策に必要な資金の大部分を石炭関連産業からの補助金でまかなっているが、もし、そうした手段を失った場合、「生態移民」政策の実施は困難となる。さらに、地域の非農業部門は大幅に縮小し、困窮した農民は「退耕」を放棄して、耕作を再開するかもしれない。そのような事態に陥った場合、これまでの環境改善の成果は失われ、環境悪化に拍車をかける可能性は高いといえるのではないだろうか。

以上、調査地域において「生態移民」政策の実施にともないいくつかの問題が明らかになった。長期的に移民政策を円滑にすすめる、さらに、改善されつつある生態系を維持するためには、安定的な就業への斡旋など移民先での受け入れ体制の構築が差し迫った課題といえるだろう。

今後、「生態移民」政策と環境保全、さらには農民所得の向上、地域経済の発展がどのように進んでいくのかさらに調査を継続し、注目していきたい。

〔付記〕本稿は、豊秋奨学会から交付を受けた研究費助成による研究成果の一部である。

## 注

- 1) 「西部大開発」政策は、生態環境の改善と整備が重要政策のひとつに掲げ

られている。「退耕還林」政策は、傾斜地に開墾された農地を森林に戻す政策（基本的に傾斜度25度以上の傾斜地の耕作を中止し、植林などの植生を回復させる）で、2000年から本格的に実施された。プロジェクトの対象地域は全国25省・自治区・直轄地の1,602県に及ぶ。「退耕還林」に参加した農民には、穀物や現金が提供される。補助年限は、耕地に植えた樹木の種類によって異なる。「生態林（水源涵養など公益の増進を目的とした樹種）」の場合は8年間、「経済林（果樹・木材など私的な利益を目的とした樹種）」は5年となっている。詳しくは、大島一二編著（2007）参照。

- 2) 例えば、四川省は2003年において森林面積は1.7億ムー（1ムー＝6.667アール）に達し、森林被覆率は「退耕還林」政策実施前の23.4%から26.6%に上昇したという。国家統計局農村司（2005）「退耕還林対西部地区糧食供求的影響」『中国農村経済調研報告』320ページ、参照。
- 3) ボリジギン・セルゲレン（2007）130ページ、参照。
- 4) 本調査は、2006年9月に山西省農業庁の協力を得て、中陽県政府林業局、扶貧弁公室、中陽県寧郷鎮、張子山郷政府、農家10戸に対して聞き取り調査を実施した。
- 5) 小長谷有紀・シンジルト・中尾正義編（2005）『中国の環境政策 生態移民』2ページ、参照。
- 6) シンジルト（2005）序章「中国西部辺境と「生態移民」」前掲小長谷・シンジルト・中尾編『中国の環境政策 生態移民』昭和堂、参照。
- 7) 年間収入が668元以下の人口が貧困人口に区分される。
- 8) 住民所得の高い張子山郷などは炭鉱が集中している地域で、石炭が少なく主に農業に依存している武家鎮や暖泉鎮と大きな所得格差が発生している。
- 9) 零細農家への援助は、対象となった村の全農家に年間1,000元を支援する。ただし、1年のみ。今後、資金提供ではなく、資金貸与に変更するか思案中。
- 10) 転入地における平均的な住宅面積は120～130平方メートルという。基本的に、移民前の住居が基準になって決められるため、新しい住居の広さは自由に選択することはできない。親戚や友人から住宅建設資金を調達する移民も多いという。
- 11) こうした製鉄業からの恩恵は、就業の面だけでなく住民の社会保障にも及んでいる。例えば、前述した中陽鉄鋼有限公司は県政府へ教育についての寄付を1,000万元行ったため、県内の高校の授業料は無償となっている。その他、病院やテレビ局などにも寄付を行っている。
- 12) 企業が林業用地を転用する場合、国家林業局による厳格な審査が行われ、その審査を通過した場合のみ開発が可能となる。開発を行う場合、①森林資源の破壊に対する補償金を支払うこと、②当該地域の農民に対する保障、③汚染物質を発生した場合、罰金を支払うこと、などが義務とされる。

- 13) 補助金は年間約86万7,000元あまりにのぼる（転用補助金が1ムー当たり1,700元で、転用面積は510ムーのため）。
- 14) 調査対象農家の概要は、農家A（世帯主50代）：①家族構成——世帯主、配偶者、②家計——移民前：総収入5,500元（農業収入）、移民後：総収入7,013元（非農業収入2,500元、「退耕還林」補助金1,513元、仕送り3,000元）、農家B（世帯主30代）：①世帯主、配偶者、子供3人、②移民前：総収入26,000元（農業収入1,000元、非農業収入25,000元）、移民後：総収入40,986元（非農業収入40,000元、「退耕還林」補助金986元）、農家C（世帯主40代）：①世帯主、配偶者、子供1人、②移民前：総収入21,000元（農業収入1,000元、非農業収入20,000元）、移民後：総収入17,850元（非農業収入17,000元、「退耕還林」補助金850元）、農家D（世帯主50代）：①世帯主、配偶者、②移民前：総収入12,000元（農業収入0元、非農業収入12,000元）、移民後：総収入18,670元（非農業収入18,500元、「退耕還林」補助金170元）。
- 15) 移民に必要な土地取得に約400万元（1ムー当たり3万元）、移民先の住宅建設に3,000万元が必要となるが、これらは主に炭鉱経営会社が負担するという。
- 16) この地域の炭鉱経営会社も売り上げの8%を郷と村に上納しているため（郷4%、村4%）、郷政府の財政に大きく貢献している。
- 17) 張子山郷政府において6人の農民に対して聞き取り調査を行った。いずれも郷政府から10キロ以内の別の村に居住。

## 参考文献

### ○日本語文献

- 大島一二編著（2007）『中国野菜と日本の食卓』 芦書房
- 大島一二・後藤直世（2003）「山西省における「退耕還林」政策の実施と農村経済——環境保護と貧困農村——」『中国21』 Vol. 17 愛知大学現代中国学会
- 北川秀樹（2006）「中国の生態移民政策に関する考察——陝西省農村の事例から——」『社会科学研究年報』 龍谷大学社会学研究所
- 北川秀樹（2007）「自然保護の手法：自然保護関連の区域、生態環境に関する計画、生態移民」『中国環境ハンドブック2007-2008年版』 蒼蒼社
- 児玉香奈子（2005）「生態移民による地下水資源の危機」小長谷・シンジルト・中尾編『中国の環境政策 生態移民』 昭和堂
- 小長谷有紀・シンジルト・中尾正義編（2005）『中国の環境政策 生態移民』 昭和堂
- ボリジギン・セルゲレン（2007）「3. 生態移民——内モンゴルを中心に——」

『中国環境ハンドブック2007-2008年版』蒼蒼社

マイリーサ(2005)「生態移民による貧困のメカニズム」小長谷・シンジルト・中尾編『中国の環境政策 生態移民』昭和堂

○中国語文献

東梅(2006)「生態移民与農民収入——基于寧夏紅寺堡移民開發区的実証分析——」『中国農村經濟』

張濤・張潜・張志良(2005)「三江源区生態移民的規模及其後続産業的選択」『中国人口科学』

候東民(2002)「草原人口生態压力持續增長態勢与解決方法——經濟誘導式生態移民工程的可行性分析——」『中国人口科学』